

00781

第2448号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

鳥取県副知事 鈴木 武

宇田川村下曇土地改良区

森田 文一 西伯郡宇田川村大字高井谷

森田 守夫 "

大字中西尾

森田 定彦 "

大字高井谷

前森田 勝 "

大字中西尾

森田 賀美 "

大字高井谷

森田 清一 "

大字高井谷

天万土地改良区

福間 茂信 西伯郡手間村大字天万

市川 茂義

内藤 满利

岩佐 寛一

伊藤 要

門脇 一

福山 小太郎

竹内 鉄藏

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第十八条  
第九項の規定により、次のように土地改良区から理事の  
氏名及び住所の届出があつた。

昭和二十八年九月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県告示第三百九十六号

昭和二十八年九月八日鳥取県規則第五十八号  
中訂正

◇告示 土地改良区から理事の氏名、住所の届出

鳥取県製炭傳習要綱の一部改正

◇選管告示 選舉運動に関する收支報告書要旨

◇正誤

選舉運動に関する收支報告書要旨

昭和二十八年九月八日鳥取県規則第五十八号

宇田川

福山

小太郎

熙

大字宮前

候補者氏名	支 出 の 総 額	件 数	支 出 の 目的	公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨			
				氏 名	出納責任者 名	寄附及びその他 の收入の総額	立候補準備のため の支出の総額
門田 定蔵	九〇、七〇〇	一八	人件費	同	鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸	二七、三六、〇〇	一、五七九 一五 文具費
二五、九一三	一〇、〇〇〇	一	家屋費	同	鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸	四六、一二〇九	一一 雜費
一三、〇〇〇	五六六	六	通信費	同	鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸	一	正 誤
倉糧費	広告費	五		同	鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸	一	誤 正
四 主要な寄附者及び支出	四 ① 支 出			一 五七九 一五 文具費	一 五七九 一五 文具費	一 五七九 一五 文具費	一 五七九 一五 文具費
（一）寄附者 該当なし				四六、一二〇九 一一 雜費	四六、一二〇九 一一 雜費	四六、一二〇九 一一 雜費	四六、一二〇九 一一 雜費
候補者氏名	支 出 の 総 額	件 数	支 出 の 目的	立候補準備のため の支出の総額	差 額	引 用	報告書受理年月日
門田 定蔵 河本喜代定	三〇、〇〇〦、〇〇	一	人件費	二七、三六、〇〇	一七、三六、〇〇	一	昭和二八年三月二十四から

の報告書（參議院地方選出議員通常選挙に關するもので昭和二十八年三月二十四日から同年五月四日までの分で前回公表できなかつたもの）の要旨は次のとおりである。

昭和二八年九月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

公職の候補者の選挙運動に關する收支報告書要旨

候補者氏名

出 納 責 任 者  
名

寄 附 及 び そ の 他  
の 收 入 の 総 額

立 候補 準 備 の た  
め の 支 出 の 総 額

差  
額

（地 方 選 出 議 員 ） 選 挙

一 選挙の種類・昭和二十八年四月二十四日執行參議院

二 期 間 昭和二八年三月二十四から

三 報告書の要旨

一 選挙の種類・昭和二十八年四月二十四日執行參議院

二 期 間 昭和二八年三月二十四から

三 報告書の要旨

一 選挙の種類・昭和二十八年四月二十四日執行參議院

二 期 間 昭和二八年三月二十四から

三 報告書の要旨

正 誤

昭和二八年九月八日鳥取県規則第五十八号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

四 下 十三 開拓適地に關す 開拓適地の選定に關すること

新井金市  
光德村東坪土地改良区

木下昇

西伯郡光德村大字東坪

大崎政春

〃

中村義則

〃

山本勤

〃

高見伊三郎

〃

山下金藏

〃

太田改治

〃

太崎信一

〃

山本改治

〃

太崎信一

〃

山下金藏

〃

太田改治

〃

太崎信一

〃

山下金藏

〃

### 鳥取県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条  
第二項の規定により、四箇堰土地改良区の定款変更につ  
いて、昭和二十八年九月九日認可した。

昭和二十八年九月十五日

### 鳥取県告示第三百九十八号

鳥取県製炭傳習要綱（昭和二十八年六月鳥取県告示第二  
百八十三号）の一部を次のように改正する。

昭和二十八年九月十五日

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

この要綱は公布の日から施行する。

### 選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号  
公職選挙法第二百八十九条第一項第一号の規定により提出  
のあつた公職の候補者の選挙運動に關する收入及び支出

第三条を次のように改める。

### 第三条削除

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

鳥取県副知事 鈴木武

英文  
東和タイブライター山陰代理店  
計算器・玉屋測量器  
販賣修理

有限  
会社

# 雜賀タイブライター商會

米子タイピースト學院

米子市道笑町二二丁目二一八番地

電話(米子)一〇一二二番

明治28年9月15日第三種郵便物認可

發行日 火、金

印美行 島取縣島取市東町  
刷所 島取縣島取市東町  
印刷局 島取縣